

文化財保護法第93条に基づく届出 <記載方法>

- ・届出書は2部ご用意ください。
- ・原則として工事着手の60日前までに提出してください。

令和 年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

届出者の住所、氏名等を記入のうえ押印してください。

住所 軽井沢町大字長倉YY番地
氏名等 埋文 一郎

印

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

1～10の項目については、2枚目の「別記」に記入してください。

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

届出に必要な地図や図面等を必ず添付してください。

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

【添付書類】 ※各2部

- ・平面図(基礎平面図)
- ・位置図(予定地の位置と範囲がわかるもの)
- ・配置図
- ・立面図
- ・基礎断面図(カナバカリ図)
- ・土地所有者の承諾書

別記

法第93条第1項

県文書番号	令和 年 月 日
-------	----------

1 所在地	軽井沢町大字長倉〇〇番地△		
2 面積	500 m ²		
3 土地所有者	住所： 軽井沢町大字長倉YY番地		
	氏名等： 埋文 一郎		
4 遺跡の名称	熊沢川東遺跡	(遺跡番号 20)	員数 1
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の 生産遺跡 <u>その他の遺跡</u> (包蔵地)		
遺跡の現状	<u>宅地</u> 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 <u>縄文</u> 弥生 古墳 奈良 <u>平安</u> 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 <u>個人住宅</u> 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
	工事の概要 個人住宅 (木造平屋建て)		
6 工事主体者	住所： 軽井沢町大字長倉YY番地		
	氏名等： 埋文 一郎		
7 施工責任者	住所： 軽井沢町△〇番地111		
	氏名等： ■■建設株式会社 代表取締役 ●●●●		
8 着手予定時期	令和 ◇ 年 5 月 1 日	9 終了予定時期	令和 ◇ 年 12 月 31 日
10 参考事項			

遺跡の名称・種類・時代については事前にご確認ください。

※遺跡地図の確認方法は下記をご参照ください。

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入。②指示事項欄は県教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

※遺跡地図の確認方法※

- ①軽井沢町公式ホームページで確認
 トップページ>教育・文化>文化財等>埋蔵文化財包蔵地について
- ②ファックスや電子メールで照会
 FAX 番号:0267-46-1152 メール:bunkashinko@town.karuizawa.nagano.jp
- ③窓口において遺跡詳細分布図を確認
 生涯学習課文化振興係(軽井沢町中央公民館内)
 ※②③の方法の場合は公図などの図面では確認できませんので、周辺が分かる位置図を送付またはご持参ください。